

丹波市周遊デジタルマップ運用業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、丹波市周遊デジタルマップ運用業務の受託候補者を特定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務番号

丹観委第4号

3 業務の名称

丹波市周遊デジタルマップ運用業務（以下「本業務」という。）

4 業務内容

丹波市を周遊するデジタルマップの導入により来訪者にデジタルマップを活用した市内周遊を促進し、経済波及効果により地域活性化を図るため、以下の業務を行う。

- (1) デジタルマッププラットフォームを利用した丹波市周遊デジタルマップの制作
- (2) 丹波市周遊デジタルマップの運用管理
- (3) 業務管理等

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日（土）まで
（令和6年度から令和10年度の継続事業）

6 委託限度額

金9,682,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、各年度における委託限度額は次のとおりとする。

令和6年度	3,850,000円
令和7年度	1,458,000円
令和8年度	1,458,000円
令和9年度	1,458,000円
令和10年度	1,458,000円

7 参加資格要件

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、市税を滞納していないこと。
- (3) このプロポーザルへの参加意向申出書提出日から契約締結の日までにおいて、丹波市指名停止基準（平成18年11月1日告示第778号）による指名停止の措置

を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

(5) 次に掲げる者が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

ア 本業務に係る評価委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(8) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

8 質問の受付及び回答

この実施要領に関し不明な点があるときは、質問書（様式 3）を電子メールで送信すること。

(1) 提出期限 令和 6 年 4 月 30 日（火）正午まで

(2) 提出書類 質問書 1 部

(3) 提出方法 電子メール

※ 電子メール送信時は、件名を「丹波市周遊デジタルマップ運用業務に係る質問書」とし、質問書を添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話で到達の確認を行うこと。

(4) 提出先 丹波市 産業経済部 観光課

メールアドレス：kankou@city.tamba.lg.jp

(5) 回答日 令和 6 年 5 月 2 日（木）午後 1 時以降

(6) 回答方法 質問者名を伏せて丹波市ホームページに掲載する。
なお、質問への回答は実施要領等の修正とみなす。

9 参加表明手続及び必要書類の提出

このプロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、プロポーザル参加意向申出書（様式 1）及びその他必要書類を期日までに提出すること。

(1) 提出期限 令和 6 年 5 月 10 日（金）正午必着

(2) 提出部数 製本 2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(3) 提出書類 ① 参加意向申出書（様式 1） 1 部

② 本市の入札参加資格者名簿に登録がない事業所であるときは、入札参加資格審査に必要な書類を提出する

(<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/nyusatsukensashitsu/gyomuannai/2/2/2/1179.html>) [物品、役務]

(3) 提出方法 郵送（提出期限必着）又は電子メール

※ 電子メール送信時は、件名を「丹波市周遊デジタルマップ運用業務参加意向申出書」とし、添付ファイルとして送信すること。

なお、送信後、必ず電話で到達の確認を行うこと。

(4) 提出先 〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

丹波市 産業経済部 観光課

メールアドレス：kankou@city.tamba.lg.jp

10 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書の提出があったときは、その内容を審査し、認否について参加資格確認結果通知書（様式2）により参加者に通知する。

11 企画提案書等の提出

企画提案書の作成にあたっては、業務仕様書を参照のうえ、原本を持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月27日（月）正午必着

(2) 提出書類 12部（内11部は社名を伏して提出してください。）

① 提案書（様式5）

② 企画提案書（任意様式）A4サイズ片面印刷

③ 本業務における見積書（様式6-1）

年度毎の見積内訳書（様式6-2）

④ 業務工程表（任意様式）

⑤ 参加者概要（様式7）

⑥ 業務従事者名簿（様式8-1）、業務従事者調書（様式8-2）、業務執行体制（任意様式）

⑦ ①～⑥までのデータ（大容量データボックスによりPDF形式で提出すること。）メールアドレス：kankou@city.tamba.lg.jp

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

丹波市 産業経済部 観光課

12 受託候補者の特定方法

(1) このプロポーザルは、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年3月18日告示第191号）第2条第2号の規定による公募型プロポーザル方式とする。

(2) このプロポーザルの評価は、丹波市周遊デジタルマップ運用業務公募型プロポーザル評価要領に定めるところにより評価委員会において提案書類及びプレゼンテーションにより実施し、本業務の受託候補者を特定する。

13 評価方法

- (1) 1次評価（参加者が6者以上になった場合のみ事務局において実施する。）
- ① 提案書類により評価する。
 - ② 1次評価の結果は、令和6年5月31日（金）を目途に文書及び電子メールにより通知する。
- (2) 2次評価
- ① 提案書類をもとに参加者のプレゼンテーションにより評価を行う。
 - ② 日程 令和6年6月7日（金）午前10時からを予定
（詳細については別途通知する。）
 - ③ 場所 春日住民センター 2階 研修室
（兵庫県丹波市春日町黒井496-2）
- (3) プレゼンテーションの時間
- 参加者による企画提案書のプレゼンテーション：1者あたり15分
評価委員による質疑応答：1者あたり30分
- (4) プレゼンテーション実施における留意事項
- ① 参加者の出席は3名以内（主担当者を必ず含めること。）とする。
 - ② 資料は、事前に提出された企画提案書を使用する。追加資料は受け付けない。
 - ③ プロジェクター（EPSON EH-DM30）及びスクリーンのみ本市で用意する。パソコン、パソコンからプロジェクターまでの接続コード、その他プレゼンテーションに必要な機器等がある場合は、参加者が用意すること。
 - ④ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価対象としない。
 - ⑤ 指定した時間に遅れた場合は、失格となることがある。
 - ⑥ その他詳細は、プレゼンテーション評価対象者へ別途連絡する。
 - ⑦ プレゼンテーション及び評価委員会は、非公開とする。
 - ⑧ 提案説明及び質疑応答について、音声録音を行う。
 - ⑨ 各評価委員の評価の順位を合計し、その合計値が最も低い参加者を受託候補者として、2番目に低い合計値の参加者を次点受託候補者として特定する。
なお、最も低い合計値の参加者が2者以上ある場合は、各評価委員の評価点の合計が最も高い参加者を受託候補者として特定する。
上記にかかわらず、各評価委員の評価点の持ち点の6割を合計した点数を下限とし、各評価委員の評価点の合計点が下限に満たないときは、受託候補者として特定しない。
- (5) 業務履行開始までのスケジュール（予定）
- | | | |
|--------------|--------|--------------|
| 令和6年4月30日（火） | 正午 | 質問書受付締切 |
| 5月2日（木） | 午後1時以降 | 質問書回答 |
| 5月10日（金） | 正午 | 参加意向申出書等受付締切 |
| 5月27日（月） | 正午 | 企画提案書類提出締切 |
| 5月31日（金） | 予定 | 1次評価結果通知 |
| 6月7日（金） | | 2次評価 |

6月下旬	2次評価結果通知（受託候補者決定）
7月下旬	契約締結
7月下旬	業務履行開始

14 契約の締結

本業務の受託候補者として特定された参加者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は丹波市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点受託候補者と契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び金額については、評価後、受託候補者と丹波市の間で提案内容等を確認する場を設け、実施可能な業務内容について精査・調整のうえ、最終的な仕様、金額を確定するものとする。

※ 提案内容及び見積額のとおりで契約を行うものではない。

(2) 契約する際の仕様については、提案及び協議内容を盛り込み確定する。

(3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

15 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) このプロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 見積額が委託限度額を超えたとき。
- (4) 正当な理由なく提出書類を提出しなかったとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- (6) 評価終了までの間に参加者が「7参加資格要件」に規定する条件を欠くこととなったとき。

16 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加及び契約締結までに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等は、受託候補者の特定に係る作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) このプロポーザルに係る公文書の開示の請求があったときは、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）に基づき公開する。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされたときは、その参加者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 評価経緯は公表しない。
- (9) 評価結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

17 問い合わせ先

〒669 - 4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

丹波市 産業経済部 観光課 観光振興係 担当：藤原、中尾

TEL：0795-88-5115

FAX：0795-74-3005

電子メール：kankou@city.tamba.lg.jp